

中間前金払制度をご利用ください

遠軽町が発注する建設工事における受注者の円滑な資金調達等に資するため、中間前払金に関する取扱いを定めましたので、お知らせします。

概要

■対象となる工事

- ・ 予定価格が500万円以上で工期が60日以上工事

■支払いの要件（次の全てを満たしている必要があります）

- ・ 当該工事に係る前払金の支払いを受けていること
- ・ 工期の2分の1を経過していること
- ・ 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- ・ 既に行われた作業に要する経費が契約金額の2分の1以上であること

申請にあたって

■申請の前に

中間前払金の支払いを受けるためには、あらかじめ要件を満たしていることの認定を受けなくてはなりません。

- ①中間前払認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書（様式第2号）を町に提出してください。
- ②町で審査を行い、7日以内に中間前払認定（不認定）通知書を受注者へ交付します。
- ③②で認定を受けた場合は、当該認定書を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。一方、不認定の場合は、通知書に記載された理由により要件を満たしていないこととなります。
- ④保証事業会社から発行された保証証書を添えて、町に中間前払金の支払い請求（この場合の請求様式は任意様式）をします。
- ⑤請求書に記載された口座に中間前払金を振り込みます。

■その他

- ・ 複数年度にわたる工事で、年度ごとにでき形を設定している場合には、年度ごとのでき形部分等予定額に対して前払金・中間前払金を支払います。
- ・ 認定請求をしてから中間前払金が支払われるまで、保証事業会社から保証証書が発行されるまでの期間を除いて3週間程度を要します。

お問い合わせ

遠軽町総務部情報管財課契約担当

電話：0158-42-4271 FAX：0158-42-3688 E-mail：johou@engaru.jp

遠軽町ホームページ：<https://engaru.jp>